

# 札幌市医療提供体制検討会議設置要綱

平成 29 年 9 月 12 日  
保健福祉局医務監決裁

## (設 置)

第 1 条 北海道医療計画 [改訂版] (別冊) - 北海道地域医療構想 - を推進するために必要な情報共有及び協議を行うことにより、医療ニーズに応じた医療提供体制を構築することを目的として、札幌市医療提供体制検討会議 (以下「会議」という。) を設置する。

## (活動内容)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事項について情報共有及び協議を行う。

- (1) 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること
- (2) 病床機能報告制度に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、医療提供体制の構築に必要な事項に関すること

## (組 織)

第 3 条 会議は、次の各号に掲げる者から、札幌市長が委嘱した委員で組織する。

- (1) 医療関係団体の長が推薦する者
- (2) その他、札幌市長が必要と認める者

## (任 期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (議 長)

第 5 条 会議に、議長を置き、委員の互選とする。

- 2 議長は会務を総括する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、別にその職務を代理するものを定める。

## (会 議)

第 6 条 会議は、必要のつど議長が招集する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

## (事務局)

第 7 条 会議の事務局は、札幌市保健福祉局保健所医療政策課に置く。

## (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。ただし、軽微な事項については、議長が定めて会議に報告するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 12 日から施行する。